

令和8年度 横須賀市

保育施設入園案内



入園申請に関するお問い合わせ

横須賀市 子育て支援課入園係 (はぐくみかん5階)
受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
☎046-822-9728 (直通)

郵送先

〒238-8550 横須賀市役所
民生局福祉こども部子育て支援課 入園係

その他に関する問い合わせ

裏表紙「担当部署一覧」を参照

令和7年(2025年)9月発行

目次

01	はじめに	1
02	申請から入園の流れ(2・3号認定)	3
03	令和8年4月入園申請受付期間	5
04	令和8年度途中入園申請受付期間	6
05	保育を必要とする事由について	7
06	申請書類について	11
07	変更届について	16
08	保育料について	18
09	育児休業について	22
10	よくある質問	24
11	横須賀市民が市外の保育施設等に申請する場合	28
12	市外にお住まいの方が市内の保育施設等に申請する場合	29
13	預かり先について	30

01 はじめに

認定区分と利用できる施設



※1 入園希望年度4月1日時点での年齢

※2 1号認定は、3歳の誕生日の前日から。私学助成幼稚園は新1号。

※3 3歳の誕生日の前日からは2号認定

【施設の違いについて】

●保育園 (2号・3号)

保護者の就労や病気などによりお子さんの保育を必要とする場合に、保護者に代わって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設

●認定こども園 (2号・3号/1号)

教育と保育を一体的に行う施設で、3種類に分かれています。

- ① 幼保連携型…幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ施設
- ② 幼稚園型 …認可幼稚園が、保育が必要なお子さんのための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設
- ③ 保育所型 …認可保育所が、保育が必要なお子さん以外のお子さんを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた施設

●地域型保育 (2号・3号)

- ・小規模保育事業：利用定員が6～19名までの少人数保育施設
- ・家庭的保育事業：少人数（定員5人以下）の家庭的な雰囲気の中で保育をする施設
- ・事業所内保育事業：従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する施設

●幼稚園 施設型給付幼稚園 (1号)、私学助成制度に基づく幼稚園 (新1号)

満3歳児から5歳児クラスまでのお子さんの成長と発達をサポートする教育施設

認可保育施設等の利用申請ができる方

小学校就学前のお子さんの保育施設等（※）への利用申請は、保護者（父・母・内縁者）のいずれもが次のような「保育を必要とする事由」（詳細は P.7 ～を参照）に該当していることが条件となり、給付認定を受ける必要があります。

※ここでの保育施設等とは、認可の保育園、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業のことをいいます。

認定事由	保育を必要とする事由	給付認定有効期間
就労	自宅内外で働いている （月 64 時間以上）	就労継続期間（最長、就学前まで）
	育児休業から仕事に復帰する	状況次第（最長、就学前まで）※1
妊娠・出産	母親が出産前後である	産前産後それぞれ 8 週間（月初～月末） 多胎妊娠は産前 14 週間～産後 8 週間
疾病・障がい	病気やけが、心身に障がいがある	状況次第（最長、就学前まで）
介護・看護	病人等を介護・看護している （月 64 時間以上）	状況次第（最長、就学前まで）
求職活動	仕事を探している（起業準備を含む）	3 か月間 ※2
就学	大学や職業訓練校などに通っている （月 64 時間以上）	通学期間（最長、就学前まで）
災害復旧	震災、風水害、その他の災害の復旧に 当たっている	状況次第（最長、就学前まで）
その他	虐待や DV のおそれがあるなど	状況次第（最長、就学前まで）

※1 P.22～の「育児休業について」をご覧ください。

※2 求職活動事由における給付認定期間について

⇒給付認定有効期間以降の保育を必要とする事由がない場合は退園となります。

◆虚偽の申告等があった場合は、給付認定が取消しとなる場合があります。

● 特別な支援を要するお子さんについて

障がいや重い食物アレルギーのあるお子さん、医療的配慮（導尿、経管栄養など）を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前に利用を希望する保育施設等や子育て支援課保育運営担当（Tel046-822-9003）に必ず相談してください。

また、お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、保育施設等利用申込書に記入し、施設への見学・申請の際に必ずお伝えください。

02 申請から入園の流れ（2・3号認定）

※教育利用（1号・新1号の利用）を希望される方は、幼稚園、認定こども園に直接お申し込みください。

（1）希望施設に連絡し、見学します

送迎ルート、開所時間、延長保育、給食、実費徴収の金額、職員体制、施設の雰囲気などを確認してください。見学していない施設を申し込むことは可能ですが、申請後、すみやかに見学してください。※家庭的保育事業（しらかば家庭的保育事業所を除く）の見学をご希望の方は、子育て支援課保育運営担当（Tel.046-822-9004）にご連絡ください。

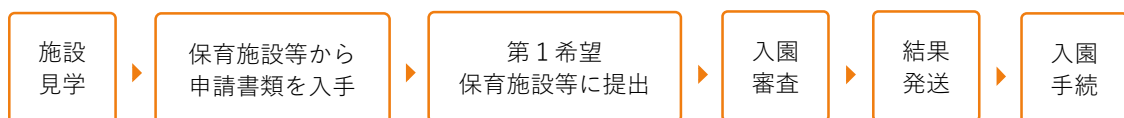
（2）申請書類を保育施設等で受け取り、第1希望施設に提出します

認可保育施設等で利用申込書など申請書類一式（P.11～を参照）を受け取り、申請期限までに保育を必要とする事由を証明する書類（以下、「事由証明書類」という）と一緒に、第1希望の保育施設等に提出してください。

※申請書類の控え（写し）をお手元に残してください。

※家庭的保育事業（しらかば家庭的保育事業所を除く）を第1希望にする場合の提出場所
→ 子育て支援課入園係（はぐくみかん5階①窓口）

● 紙で申請する場合



● 電子申請の方は、次ページを参照してください。

※申請書類の控え（写しやダウンロードデータ）を必ずお手元に残してください。

（3）市で申請書類の確認、利用調整（入園審査）を行います

申請書類の確認、審査後、支給認定証を交付します。

利用調整基準に基づき、入園者と入園施設を調整し、その結果を交付します。

保育料（P.18～を参照）を決定し、通知します。

（4）内定した場合、内定した保育施設等から重要事項の説明を受けます

施設によっては契約書を作成します。

お子さんの健康状態によっては、保育施設側の受け入れ体制が整わない場合があります。

● 保留になった場合

翌月以降も利用調整の対象です（年度内3月入園まで）。希望施設の変更、追加がない場合、再度申請する必要はありません。保留通知は1回の申請につき1度通知します。

（5）入園（利用開始）します

入園は、原則毎月1日です。慣らし保育については、施設と調整してください。

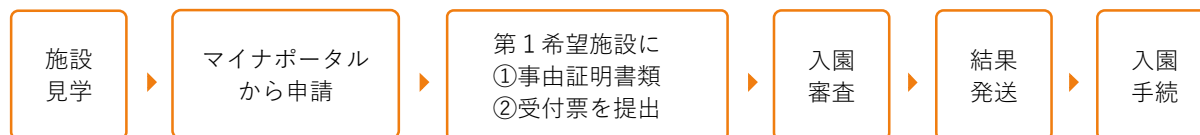
育児休業中の方は、入園月の翌月1日までに復職してください。

※復職できない場合、内定取消や退園となる場合があります。

電子申請 マイナポータル(ぴったりサービス)

利用申込書など申請書類は電子申請により申請し、「受付票と事由証明書類」は別途、紙で第1希望施設に提出してください。

受付票と事由証明書類の様式は、施設または本市ホームページから入手してください



● 電子申請が可能な方

- ・横須賀市に在住で、横須賀市内の認可保育施設等への入園または転園の申請をする方

● 下記のいずれかに該当する場合、電子申請はできません。紙申請してください。

- ・横須賀市外の認可保育施設等の申請、横須賀市外からの申請
- ・希望施設の変更や、申請内容の変更、申請の取り下げ
- ・利用申請するお子さんが3人以上、または、お子さんと父母以外の同居者（祖父母やきょうだい）が5人以上いる場合

● 電子申請をする前に準備するもの

- ① 申請保護者のマイナンバーカード（電子証明書付き）
- ② 有効な状態の署名用暗証番号（数字とアルファベットが混在した6～16文字）
- ③ 「スマートフォン」または「パソコン端末とカードリーダー」
- ④ メールアドレス
- ⑤ 事由証明書類などの提出書類

● 申請方法（入力時間30分以上かかります）

- ① 二次元コードを読み取ります（<https://myna.go.jp/>）
- ② 自治体を「横須賀市」を選択。カテゴリを「子育て」を選択。
- ③ 教育・保育給付認定申請入力を選択
- ④ 保育施設等の利用申請入力を開始
- ⑤ 児童状況書兼健康状況申告書（申請する児童分の入力が必要）の入力
- ⑥ Step5 または申請完了画面下部のボタンから PDF 形式の申請書をダウンロード（後日控えが必要になる場合があります）
- ⑦ 申請後、受信した「完了のお知らせ」メールをご確認ください。📧
- ⑧ 受付票（2・3号用）に、電子申請をした受付番号などを記入。
- ⑨ 第1希望の施設に受付票（2・3号用）と事由証明書類を提出（就労証明書や障がい者手帳の写し等）

申請先
マイナポータル



マイナポータルの操作方法等ご不明な点は、マイナポータル内のよくある質問でご確認ください。
(<https://myna.go.jp/>)

03

令和8年度4月入園申請受付期間

申請受付期間と結果発送日(予定)のお知らせ

4月入園HP



- ・空き状況の目安は、10月上旬に横須賀市のホームページで公開します。
- ・現在、市内の認可保育施設に2・3号で在園している方が、4月に2・3号で転園を希望する場合は、3月末日での退園届を提出したうえで申請をしてください。(P.14の7参照)
- ・結果について、お電話での問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

募集	受付期間	結果のお知らせ
1次募集	令和7年(2025年)10月1日(水)～ 令和7年(2025年)10月31日(金)まで	令和8年(2026年)1月23日(金)以降 発送予定
2次募集	令和8年(2026年)1月28日(水)～ 令和8年(2026年)2月6日(金)まで	令和8年(2026年)2月25日(水)以降 発送予定
3次募集	令和8年(2026年)3月2日(月)～ 令和8年(2026年)3月9日(月)まで	令和8年(2026年)3月23日(月)以降 発送予定

● 1次募集の申請時に、事由証明書類等が間に合わない場合

1次募集の締め切り10月31日(金)までに申請をした方で、就労証明書などが間に合わなかった場合は、**11月13日(木)までに**、子育て支援課入園係へ提出してください。

令和8年度クラス年齢

- ・お子さんの4月1日時点での年齢で、1年間のクラスが決まります。
- ・年度の途中で誕生日を迎えてもクラスは変わらず、4月1日に進級します。

クラス	生年月日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
1歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日 生まれ以降

産休明け(生後57日以上)から受入れ可能な保育施設を希望する場合、令和8年(2026年)2月3日までに出産予定の方は、4月入園の申請ができます。

04 令和8年度途中入園申請受付期間

申請受付期間と結果発送日(予定)のお知らせ

途中入園HP



- ・空き状況は、入園希望日の前月1日に横須賀市のホームページで公開します。
- ・締切日を過ぎて申請があった場合は、翌月分の申請として取り扱います。
- ・結果通知は、締切日からおよそ10日後に保護者あてに発送します。
- ・結果について、お電話での問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

利用開始月	受付期間
5月入園	令和8年4月1日(水)～令和8年4月13日(月)まで
6月入園	令和8年5月1日(金)～令和8年5月12日(火)まで
7月入園	令和8年6月1日(月)～令和8年6月12日(金)まで
8月入園	令和8年7月1日(水)～令和8年7月13日(月)まで
9月入園	令和8年8月3日(月)～令和8年8月12日(水)まで
10月入園	令和8年9月1日(火)～令和8年9月14日(月)まで
11月入園	令和8年10月1日(木)～令和8年10月13日(火)まで
12月入園	令和8年11月2日(月)～令和8年11月12日(木)まで
1月入園	令和8年12月1日(火)～令和8年12月14日(月)まで
2月入園	令和9年1月4日(月)～令和9年1月12日(火)まで
3月入園	令和9年2月1日(月)～令和9年2月12日(金)まで

毎月1日入園となります。

05

保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由(保育の認定)とは

保護者が就労等の状況により、保育を必要とする場合に横須賀市が保育の必要性を認定します(認定は月単位です)。認定のためには、保護者(父母とも)の事由証明書類の提出が必要です。世帯が変更(同居・婚姻等(内縁関係含む。))となった場合には、新たに世帯に加入した方の証明書が必要です。

支給認定証について

申請書類提出後、横須賀市が保育の必要性を認定すると、支給認定証を保護者に交付します。支給認定証には、次の事項を記載しています。

支給認定区分	年齢による認定区分 3号(満3歳未満・保育) または 2号(満3歳以上・保育)
保育必要量	標準時間(最長11時間利用) または 短時間(最長8時間利用)
保育を必要とする事由	保護者の事由のうち有効期間が短い方を記載 (保育必要量に影響する方を記載する場合があります。)
給付認定有効期間	保育を必要とする事由に応じて記載 ※保育を必要とする事由の有効期間中にお子さんが3歳の誕生日を迎える場合、3号認定の有効期間終了日は3歳の誕生日の2日前です。 その翌日から有効期間までの「2号認定」に切り替わります。

(1) 就労

要件	就労時間が月64時間以上あること
保育必要量	<ul style="list-style-type: none"> 標準時間認定⇒月120時間以上の就労 短時間認定⇒月64時間以上120時間未満の就労 ※就労時間が月120時間未満でも、通勤時間等を加味し、市が標準時間認定とすることがあります。
有効期間	就労している限り
事由証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 自営業・個人事業主で自宅が職場の場合、開業届(開業初年度)または確定申告書(2年目以降)の写し 育休(産休)後復職誓約書(認可保育施設等の入園申請時に育児休業中(※入園希望日までに取得予定の方含む)または産休中の方のみ)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 就労時間は、雇用契約に基づく就労時間で、就労規則等で定められている休憩を含みます。 1週をひと月の時間に換算する場合、1週の時間×4倍とします。

(2) 妊娠・出産

要件	出産の前後（産前・産後）であること
保育必要量	標準時間認定（希望により短時間認定も可能）
有効期間	出産予定日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日まで ※ 多胎妊娠の場合は、出産予定日から起算して14週間前の日の属する月の1日から、出産日（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日まで
事由証明書類	・母子健康手帳の写し（※） ※ 表紙と出産（分娩）予定日を記入したページ ※ 産後、育児休業を取得せずに就労する方は、就労証明書も添付
注意事項	妊娠・出産要件での認定は、出産予定日と出産日により認定有効期間を計算するため、 出産日が予定日からずれると、有効期間の終了日が延びる場合や短くなる場合があります。 （例）出産予定日が5月6日の場合、有効期間が7月末までとなりますが、5月1日に出産すると、産後の有効期間が6月末までとなります。

(3) 疾病・障がい

要件	疾病もしくは負傷している、または精神もしくは身体に障がいを有していること
保育必要量	短時間認定、標準時間認定（状況により判断）
有効期間	疾病・障がい継続する期間 疾病・障がい治癒し、保育を必要としなくなった場合、その月末まで
事由証明書類	・診断書（治療期間や保育への影響が記載された原本）または障がい者手帳の写しなど

(4) 介護・看護

要件	同居または長期入院している親族の介護・看護を月64時間以上していること
保育必要量	短時間認定、標準時間認定（状況により判断）
有効期間	被介護・看護者が介護・看護を必要としなくなった場合、その月末まで
事由証明書類	①介護・看護状況申告書 ②介護・看護を受ける方の介護保険被保険者証の写し（要介護度が記載されているもの）、障害者手帳の写し、または診断書（原本）

(5) 求職活動（起業準備含む）

要件	求職活動中または起業準備中であること
保育必要量	短時間認定
有効期間	3 か月間
事由証明書類	・ 求職活動申立書 ・ 事業計画書（起業準備の場合）
注意事項	求職活動認定期間は最大3か月のため、それ以上の延長はできません。 保育認定の継続のためには、3か月以内に就労を開始してください。 ※ 入園申請の場合：入園した月の1日から3か月間 （例：4月入園の場合は4月1日～6月30日）

(6) 就学

要件	就学時間（※）が月64時間以上であること ※ 次のいずれかに該当していることが必要です。 ・ 高等学校、大学、専修学校等やこれらに準ずる教育施設に在学している ・ 職業訓練校等における職業訓練を受けている ⇒ 通信教育等で上記に該当しない場合、就学認定できません。
保育必要量	短時間認定、標準時間認定（就学時間により判断）
有効期間	卒業予定日または終了予定日が属する月の月末まで
事由証明書類	① 学生証の写しまたは在学証明書 ② カリキュラム（時間割表）など就学状況がわかるもの

(7) 災害復旧・その他（虐待やDVのおそれがあるなど）

要件	・ 震災、風水害、その他の災害復旧に当たっていること ・ 児童虐待が行われている（行われるおそれがある）またはDVによりお子さんの保育を行うことが困難であること など
保育必要量	短時間認定、標準時間認定（状況により判断）
有効期間	必要な期間
事由証明書類	状況を証明する書類など

(8) 育児休業

育児休業中は家庭での保育ができるため、原則として認可保育施設等の利用ができません。

そのため、育児休業中に認可保育施設等の入園申請をする場合は、入園後1か月以内に育児休業を終了し、復職することが条件です。その場合は就労認定として扱います。

また、育児休業認定は、下記の場合に限り特例的に認められています。

要件	保護者が育児休業を取得するときに、すでに認可保育施設等を利用しているお子さんが、 <u>育児休業期間中も引き続き利用中の認可保育施設等を利用する必要があること</u>
保育必要量	短時間認定
有効期間	育児休業が終了する月の月末まで ※育児休業認定は、最大で育児休業対象児童が2歳の誕生日を迎えた月の月末までです。
事由証明書類	保育施設等利用にかかる育児休業関係申請書（育児休業取得証明書）
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・<u>育児休業を要件とした認可保育施設等の新規入園および転園申請はできません。</u>・育児休業認定の対象となる育児休業は、認定された児童の弟妹のための育児休業を取得する場合のみです。 <p>在園中の児童のための育児休業を保護者が取得した場合は、育児休業認定の対象ではないため認定を取消し、認可保育施設の場合、原則退園となります。</p>

保育施設等のご利用時間について

ご提出いただいた就労証明書等の内容に基づき、保育必要量（標準時間保育・短時間保育）を決定しています。

標準時間保育の時間帯と短時間保育の時間帯は各施設で異なります。詳細は「横須賀市内の保育施設等一覧」よりご確認ください。

標準時間保育は最大11時間、短時間保育は最大8時間の利用までが認められますが、**利用時間は「保育の必要性の事由にかかる時間+通勤や送迎にかかる時間の合計時間」が原則となります。**

06 申請書類について

- ・申請用紙は、市内全ての認可保育施設等で共通です。
- ・認可保育施設等で入手してください
(就労証明書等、市ホームページからダウンロードできる書類もあります)。
- ・希望施設の変更や、申請受付期間内に間に合わなかった書類などがある場合は、
随時、紙で提出してください。

申請書式 市HP



書類の名称		ご案内 ※詳細は P.12~15 をご覧ください。	紙申請	電子申請
基本書類	1	子ども・子育て支援法保育施設等利用申込書 (白い A3 の用紙)	必要	不要 (電子で申請)
		保育施設等利用申込書補助票		
	2	教育・保育給付認定申請書兼認定内容確認票 (ピンクの A3 の用紙)	必要	不要 (電子で申請)
	3	マイナンバー記入用紙		
		申請者の番号確認書類 (マイナンバー記入用紙に貼付)		
		申請者の身元確認書類 (マイナンバー記入用紙に貼付)	必要	必要
4	保育を必要とすることを証明する書類 父と母(内縁者)の就労証明書などの 事由証明書類			
5	電子申請済者用 受付票(2・3号用)	電子申請の方のみ	不要	必要
該当者のみ	6	・ R7年度住民税課税(非課税)証明書 ・ R8年度住民税課税(非課税)証明書	必要	必要
		W-2 フォーム、 海外での収入証明		
		障害者手帳等、国民年金障害基礎年金証書、特別児童扶養手当認定通知書いずれかの写し		
		生活保護受給者証明		
		離婚調停通知または、申立書		
		認可外保育施設等の在園証明書		
	母子手帳のコピー			
7	退園・辞退・認定取消・申請取下届 (4月1日入園申請の方のみ)	※現在、認可保育施設などで2号・3号認定で在園している方が、4月1日入園申請(転園)をする場合は必要	必要	必要



ご用意できましたら、第1希望の施設へ提出。

1 子ども・子育て支援法保育施設等利用申込書(白 A3 用紙)

電子申請は不要

子ども・子育て支援法保育施設等利用申込書（以下、「利用申込書」という）は、入園を希望する認可保育施設等を記入する用紙です。

複数の施設を希望する場合でも、申込書は1枚です。

利用申込書には、第6希望まで記入できますが、希望する施設を追加する場合は、別紙（任意様式）に①児童氏名②児童の生年月日③入園希望月（例：令和8年4月）④第7希望以降の希望順位と施設名を記入し、添付してください。

お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、利用申込書の中面（3面）に記入し、施設への見学・申請の際にお伝えください。

※必要に応じて利用申込書をご提出前にコピーし、ご自身で保管してください。

きょうだいで第1希望の施設が同じ場合	きょうだい別々の施設を第1希望にする場合
1枚の利用申込書に記入	それぞれ利用申込書を記入
別紙「保育施設等申込書補助票（兄弟用）」を記入し提出	補助票は必要ありません

複数のお子さんを同時に申込む場合は、利用申込書の第2面にある「⑥兄弟姉妹（2人以上）同時に入園を申込む場合」に入園条件を忘れずに記入してください。

2 教育・保育給付認定申請書兼認定内容確認票(ピンク A3 用紙)

電子申請は不要

教育・保育給付認定申請書兼認定内容確認票（以下、「認定申請書」という）は、保育を必要とする事由を認定し、支給認定証を交付するための用紙です。

入園申請をするお子さん1人につき、1枚必要ですので、きょうだい同時申請の場合、人数分の認定申請書の記入が必要です。

なお、支給認定証を紛失した場合は、改めて認定申請書を提出してください。

※すでに2号・3号の支給認定証をお持ちの方は、下表に該当するか確認してください。

支給認定証の状況	提出書類
申請時に支給認定証が有効期限内で、支給認定証の内容が変わりがない（同年度内に申請済の場合）	支給認定証の写し ※2
申請時に支給認定証の有効期限が切れている場合	認定申請書
有効期限内だが、支給認定証の記載内容と状況が変わった場合（保育を必要とする事由が変わった、離婚した、引っ越しをしたなど）	給付認定変更申請書（兼変更届） （オレンジ色のA4用紙）

※1 いずれの場合も事由証明書類の提出が必要です。

詳細はP.13～の「4 保育を必要とすることを証明する書類」をご確認ください。

※2 令和8年度入園に初めて申請する際（4月入園もしくは4月入園に申請しない方は初回の途中入園）は、支給認定証をお持ちの方も、改めて認定申請書と事由証明書類を提出してください。

3 マイナンバー記入用紙

電子申請は不要

保護者と入園を希望するお子さんのマイナンバーを記入してください。
出生前のお子さんのマイナンバーは未記入で提出してください。

● マイナンバー確認書類について

申請する保護者のマイナンバー確認書類を貼り付けてください（お子さん分は貼り付け不要）。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、①・②または、①・③を貼り付けてください。

- ① 通知カードの写し、または住民票（マイナンバーが記載されたもの）
- ② 写真付の公的機関発行の証明書（運転免許証、パスポートなど）の写し
- ③ 公的機関が発行した書類（公共料金の領収書、源泉徴収票など）を2種類

● その他

- ・マイナンバーが分からない場合は、マイナンバー入りの住民票で確認することもできます。
行政センターまたは窓口サービス課で発行します。（発行手数料 300 円）

4 保育を必要とすることを証明する書類

電子申請の方も、紙での提出が必要です

入園審査に使用する指数を決めるための重要な書類です。

詳細は P.7～10 の「05. 保育を必要とする事由について」をご確認ください。

※事由証明書類は、3か月以内（R8.4月入園の1次募集はR7/8/1以降）に作成されたものを提出してください。原本を子育て支援課入園係に提出済で、締切日から3か月以内（R8.4月入園の1次募集はR7/8/1以降）に発行された証明書であればコピーも可です。

● 追加書類の提出

- ・就労証明書等の書類が間に合わない場合は、期日までに用意できる書類だけを先に提出し、準備でき次第、第1希望の保育施設または子育て支援課入園係に提出してください。
- ・締切を過ぎて提出された追加書類は審査には反映できませんが、支給認定に必要なため、すみやかに提出してください。

5 電子申請済者用 受付票(2・3号用)

電子申請のみ必要

● 受付票（2・3号用）の入手先

- ・市内の認可保育施設または、本市ホームページから入手してください。

● 受付票（2・3号用）の受付番号

- ・電子申請後、受信した「電子申請完了のお知らせ」メールで受付番号を確認してください。

● きょうだいで申請をした方

- ・受付票の3. 申請児童氏名、4. 生年月日の記入欄が1名分なので、きょうだい児の記入は、備考欄をお願いします。

6 該当する方のみ必要な書類

下記に該当する方は、書類を添付してください。

状況	提出書類
R 7年1月1日時点で横須賀市に住民登録がなかった方	4月～8月入園→「令和7年度住民税課税（非課税）証明書」
R 8年1月1日時点で横須賀市に住民登録がなかった方	9月～3月入園→「令和8年度住民税課税（非課税）証明書」 ※該当年度の課税証明書は、本市ではR8/6/1～発行可能自治体によって発行開始月が違いますので、ご確認ください。
米軍属の方（米軍基地勤務で、横須賀市に住民登録がない方）	①4月～8月入園→「2024年 Wage and Tax Statement (Form W-2)」 ②9月～3月入園→「2025年 Wage and Tax Statement (Form W-2)」
外国に住んでいてR 7年1月1日以降に横須賀市に転入された方	①4月～8月入園→「2024年の申告書や、収入がわかるもの」 ②9月～3月入園→「2025年の申告書や、収入がわかるもの」 ③収入がなかった方→「保育料算定に関する申立書」 ※③に該当する方は子育て支援課にご連絡ください。
同一世帯に障害児（者）等がいる場合（①～③の該当する書類）	①障害者手帳の氏名や等級、交付年月日、有効期限または次回判定日等が記載されているページの写し ②国民年金障害基礎年金証書の写し ③特別児童扶養手当認定通知の写し
生活保護受給世帯の場合	生活保護受給証明（生活支援課で発行）
離婚前提の別居の場合（①②いずれか該当する書類）	①離婚調停に係る裁判所からの通知書の写し ②協議離婚の方は、現況を記入した申立書
認可保育施設等に入園できず、認可保育施設の代わりに認可外保育施設等を利用している場合	認可外保育施設等の在園証明書
出産予定のお子さんの申請をする場合	母子手帳（表紙と出産（分娩）予定日を記入したページ）の写し

7 退園・辞退・認定取消・申請取下

新規申請者との公平性を図るため、認可保育施設等に2号・3号認定で在園している方が、4月1日入園申請（転園）を希望する場合は、在園する施設をR8年3月31日で退園する届を提出したうえで、4月入園の申請をしてください。

4月入園審査の結果、保留となった場合、**4月から元の施設にも通えなくなります**ので、ご注意ください。なお、在園中に5月～3月入園（年度途中の転園）の申込みをする場合は、退園届を提出する必要はありませんので、転園先が決まるまで在園できます。

認定の状況	4月入園の申請	5月～3月入園の申請
2・3号認定で在園している	退園届必要	退園届必要なし※
1号・新2号認定で在園している	退園届必要なし※	退園届必要なし※

※申請時の退園届は不要ですが、2・3号での入園が内定した際には、在籍中の施設の退園届もしくは1号・新2号の認定取消届をご提出いただきます。

※4月入園・5月～3月入園ともに、申請をしてから認可保育施設等への入園が不要になった場合は、内定前は申請取下届を、内定後は辞退届をすみやかに提出してください。

8 提出書類の省略・写しの添付について

● 令和8年4月入園の申請について

- ・ **いずれの書類も省略不可です。**
- ・ R7/8/1以降発行の事由証明書類（原本）を子育て支援課に提出済の場合、R8年4月入園の事由証明書類は写しの添付でも可とします。

● 令和8年5月～令和9年3月入園（途中入園）の申請について

- ・ 途中入園の申請で下記の表に該当する方は、必要書類を省略できる場合があります（代替書類の提出は必要です）。

※既に事由証明書類（原本）を提出済の場合でも、改めて原本または写しを提出してください。

- ・ 締切日から3か月以内に作成された事由証明書類（原本）を子育て支援課に提出済の場合は、写しの添付でも可能です。

申請パターン	添付書類の省略可否	
	1. 利用申込書 (白 A3 用紙)	2. 認定申請書 (ピンク A3 用紙)
R8年4月入園に申請して保留中の方が、途中入園（R8年5月～R9年3月入園）で第1希望園を <u>変えて</u> 申請する場合	<u>省略不可</u>	<u>省略可</u> （※） ※支給認定証の写しを添付
R8年4月入園に申請して保留中の方が、途中入園（R8年5月～R9年3月入園）で第2希望以下の園を <u>変更・追加</u> する場合	<u>省略可</u> （※） ※①児童氏名②児童の生年月日③入園希望月（例：R8年5月）④希望施設名（希望する全ての施設名と希望順位）を記入した申立書を子育て支援課に提出	<u>省略可</u>
認可保育施設にR8年4月以降入園した方が、R8年度中に他の認可保育施設に申請する場合	<u>省略不可</u>	<u>省略可</u> （※） ※支給認定証の写しを添付

* 上記パターンに該当していても、支給認定証の有効期限が切れている場合は省略不可

* 支給認定証に記載の内容から変更がある場合は「給付認定変更申請書（変更届）」が必要

※一度市役所へ提出された書類は返却できないため、お手元に写しを残しておくことをおすすめします。

書類の写しをお持ちでない場合は、改めて原本の提出が必要です。

07

変更届（書類を提出してください）

転職や退職、転居等、世帯や生活の状況に変化があった際には、すみやかに申請・届出を行ってください。

- ・新規申請の方は、当該募集の申請締切日まで。
- ・保留中の方は、次の募集の各申請締切日まで。

申請を行うことにより、入園審査の指数等が変更となる場合があります。

- 例）・就労開始後の実績（または予定）が記入された就労証明書の提出があった場合
- ・認可保育所等の代替として認可外保育施設などの利用を開始し、在園証明書の提出があった場合

- ・書類は原則として施設に提出してください。（市外の施設に申請している場合は子育て支援課に提出して下さい。）
- ・支給認定証は、認定内容が変わる場合等に返却してください。（児童名、保護者名、居住地、保育必要量、保育を必要とする事由）
- ・外国語の証明書類は、日本語の翻訳を添付してください。
- ・処理後は、新しい支給認定証をご自宅に送付します。

仕事について（給付認定変更申請書＝㉞事由-就労、求職活動）

●就労時間が、ひと月 64 時間に満たない場合は求職活動の認定になります。

仕事を辞めた （雇用契約期間が終わる）	<ul style="list-style-type: none"> ・給付認定変更申請書（兼変更届） ・支給認定証 ・求職活動申立書 ・自営業・個人事業主の方は廃業届
仕事が決まった	<ul style="list-style-type: none"> ・給付認定変更申請書（兼変更届） ・就労証明書（父母または内縁関係の方の分をご提出ください。） ※ 自営業・個人事業主で勤務先が自宅（居宅内・店舗等併設）の方は、開業届、営業許可書、又は収入が証明できる確定申告書等の写しのいずれかを添付してください。 ・支給認定証（記載内容が変わる場合のみ）
転職した	
勤務地が変わった （部署異動を除く）	
仕事を増やした	<ul style="list-style-type: none"> ・給付認定変更申請書（兼変更届） ・求職活動申立書 ※ 起業後、就労証明書（仕事場が自宅の場合、開業届も必要）を提出してください。 （起業準備期間は最大で 90 日です。その間の認定は「求職活動」となります。）
起業準備をする	

世帯等の状況について

（給付認定変更申請書（兼変更届）＝①住所②電話番号③代表保護者④氏または名⑤世帯構成）

代表保護者を変えたい	<ul style="list-style-type: none"> ・給付認定変更申請書（兼変更届） ・支給認定証
名前が変わった	<ul style="list-style-type: none"> ・給付認定変更申請書（兼変更届） ・支給認定証
同居家族の増減 （内縁関係の開始、解消を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・給付認定変更申請書（兼変更届） ・同居となった方の保育を必要とする事由を確認する書類（就労証明書等） （内縁関係も含む）
結婚をした	
離婚をした	<ul style="list-style-type: none"> ・給付認定変更申請書（兼変更届） ・支給認定証 ・外国人の方は離婚受理証明
離婚前提の別居	<ul style="list-style-type: none"> ・給付認定変更申請書（兼変更届） ・支給認定証 ・離婚調停を申し立てしている場合は、裁判所からの通知書の写し ・調停をしていない場合は「教育・保育施設等利用に関する申立書」にその旨記入。

横須賀市内での引越し	・ 給付認定変更申請書（兼変更届） ・ 支給認定証
市外への引越し	退園・辞退・認定取消・申請取下届 ※ 継続利用する場合、転入先の市区町村保育施設担当窓口にて入園の手続きをしてください。
単身赴任	・ 給付認定変更申請書（兼変更届） ・ 就労証明書

病気など（給付認定変更申請書(兼変更届)=⑦事由-疾病・障がい、介護・看護）

病気・けがをした	・ 給付認定変更申請書（兼変更届） ・ 支給認定証 ・ 医師の診断書または意見書（要否申請意見書でも可）
介護・看護をする	・ 給付認定変更申請書（兼変更届） ・ 介護・看護状況申告書 ・ 診断書（原本）または介護保険被保険者証写し、障害者手帳の写し ・ 支給認定証
家族が手帳等を取付した	・ 療育手帳、身体障害手帳、精神保健福祉手帳の写し

妊娠・出産について（給付認定変更申請書(兼変更届)=⑦事由-妊娠・出産、育児休業）

妊娠した	・ 給付認定変更申請書（兼変更届） ・ 母子手帳の表紙と出産(分娩)予定日記載のページの写し ※ 出産日（予定日）から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間の事由を証明するため。 多胎妊娠の場合は、出産日（予定日）から起算して14週間前の日の属する月の1日から、出産（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間の事由を証明するため。 ・ 支給認定証
悪阻等で安静にするよう指導された	・ 給付認定変更申請書（兼変更届） ・ 母子健康手帳の医師記載済の「母性健康管理指導事項連絡カード」の写しまたは診断書
産休からの復帰	・ 給付認定変更申請書（兼変更届）（⑦事由→ <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 復帰に <input type="checkbox"/> を入れる） ・ 就労証明書（自営業など育児休業がない方は、「6.就労時間」欄に復帰後の就労時間を記載し、「8.産前・産後休業の取得」「11.復職（予定）年月日」欄を漏れなく記載してください。）
育児休業からの復職	・ 給付認定変更申請書（兼変更届） ・ 保育施設等利用に係る育児休業関係申請書（復職証明） ・ 支給認定証

その他（給付認定変更申請書(兼変更届)=⑦事由-就学）

就学する	・ 給付認定変更申請書（兼変更届） ・ 支給認定証 ・ 在学証明書 ・ カリキュラム（時間割表）
預かり時間の変更	・ 給付認定変更申請書（兼変更届） ・ 支給認定証 ・ 事由証明書類

給付認定変更申請書(兼変更届)提出以外の申請・届出

入園を辞退する	退園・辞退・認定取消・申請取下届
入園申請を取下げる	
保育施設を転園する	退園・辞退・認定取消・申請取下届 ※ 認可保育施設在園者が4月入園に申請する場合、申請時に、年度末で現在の施設を退園する退園届が必要です
保育施設を辞める	・ 退園・辞退・認定取消・申請取下届 ・ 支給認定証 ※ 提出がない限り在園となるので、 保育料が発生 します。
支給認定証を失くした	・ 子ども・子育て支援法支給認定証再交付申請書

08 保育料について

保育料階層の決定について

- ・0歳～2歳児クラスの保育料は、世帯の市民税所得割額に基づく階層で決定します。
- ・3歳児クラス以上の保育料は無料ですが、給食費等の負担があります。
- ・市民税所得割額とクラス年齢を元に算定するため、収入の申告をしていない場合は、一旦年齢区分の最高階層で決定します。
- ・**収入の申告をしていない方は**、速やかに税務署または市役所で収入の申告をし、該当年度の「市民税課税証明書」を現年度末日までに提出してください。期日までに提出された場合、保育料の再算定を行います。
- ・保育料は納入期限までに納入してください。

- **利用者負担額の種類と金額** 別紙「2号認定・3号認定の保育料基準額表」(P.19) を参照

クラス年齢・世帯・住民税状況		保育料	主食費	副食費	延長保育料
5歳 ・ 4歳 ・ 3歳	3歳～5歳児クラスで、 下記に該当しない世帯	無料	有り	有り	認定時間外に利用すると、 料金が発生します。 (※)
	世帯の市民税所得割額 57,700 円未満 (世帯年収 360 万円未満相当)			免除	
	ひとり親・障害者手帳所持世帯の 市民税所得割額 77,101 円未満				
	第3子以降の子(保育施設等に通う5歳児ク ラス以下の兄・姉から数える)				
2歳 ・ 1歳 ・ 0歳	0歳～2歳児クラスで、 下記に該当しない世帯	34,900 円 ～61,500 円	無し	無し	
	第2子(生計が同一の兄・姉から数える)	概ね半額 17,400 円 ～30,700 円			
	第3子以降(生計が同一の兄・姉から数える)	無料			
	世帯の市民税所得割額 115,000 円未満 (世帯年収 500 万円未満相当)				
	ひとり親・障害者手帳所持世帯の 市民税所得割額 135,600 円未満				

※公立園の場合、市民税所得割が非課税の方は延長保育料が減免になります。

● 算定対象者について

- ・保育料は父と母、内縁者の合算した市民税所得割額で算定します。
- ・父、母、内縁者の年収が120万円未満(※)で、同居している祖父母等がいる場合は、同居祖父母など家計の主宰者も算定対象者とします。

※児童手当・児童扶養手当・育児休業給付金を含みます。これらを含め年収120万円を超える際はご連絡ください。

- ・離婚前提の別居をしている証明があり、住民票が別住所であれば、養育している方だけの税額で算定します。離婚し、世帯分離していた場合も、住民票が同居の場合、算定対象となります。

2号認定・3号認定の保育料基準額表

- (1). **D7-1～D13階層のみ**第2子以降のお子さんについては、保育料が軽減されます（多子軽減）。入所児童と同じ世帯で生計が同一の兄弟を年齢制限なく、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と位置づけます。**第2子**の保育料は基準額の概ね**半額**に、**第3子以降**の保育料は**0円**となります。
- (2). **ひとり親世帯等**の「等」とは、①身体・精神障害、療育手帳所持世帯②特別児童手当、障害基礎年金受給者がいる世帯となります。
- (3). **A～D6階層**に該当する世帯は、**無料**です。

階層区分		多子の順	利用者負担額（月額：円）						
			保育標準時間			保育短時間			
			2号	3号		2号	3号		
			3～5歳児	0～2歳児	0～2歳児 (ひとり親等)	3～5歳児	0～2歳児	0～2歳児 (ひとり親等)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）・中国在留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した 中国在留邦人等 及び特定配偶者の 自立支援 に関する法律による 支援給付受給世帯 及び 里親 である教育・保育給付認定保護者		0	0	0	0	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村税が非課税の世帯		0	0	0	0	0	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の市町村税の均等割の課税世帯であって、所得割が非課税の世帯		0	0	0	0	0	0	0
D1	市民税所得割課税額 8,700円未満の世帯		0	0	0	0	0	0	0
D2	市民税所得割課税額 8,700円～48,600円未満の世帯		0	0	0	0	0	0	0
D3	市民税所得割課税額 48,600円～53,000円未満の世帯		0	0	0	0	0	0	0
D4	市民税所得割課税額 53,000円～73,000円未満の世帯		0	0	0	0	0	0	0
D5	市民税所得割課税額 73,000円～97,000円未満の世帯		0	0	0	0	0	0	0
D6	市民税所得割課税額 97,000円～115,000円未満の世帯		0	0	0	0	0	0	0
D7-1	市民税所得割課税額 115,000円～135,600円未満の世帯	第1子	0	35,400	0	0	34,900	0	
		第2子	0	17,700	0	0	17,400	0	
D7-2	市民税所得割課税額 135,600円～169,000円未満の世帯	第1子	0	35,400	35,400	0	34,900	34,900	
		第2子	0	17,700	17,700	0	17,400	17,400	
D8	市民税所得割課税額 169,000円～229,000円未満の世帯	第1子	0	41,400	41,400	0	40,700	40,700	
		第2子	0	20,700	20,700	0	20,300	20,300	
D9	市民税所得割課税額 229,000円～268,000円未満の世帯	第1子	0	48,700	48,700	0	47,900	47,900	
		第2子	0	24,300	24,300	0	23,900	23,900	
D10	市民税所得割課税額 268,000円～301,000円未満の世帯	第1子	0	53,700	53,700	0	52,900	52,900	
		第2子	0	26,800	26,800	0	26,400	26,400	
D11	市民税所得割課税額 301,000円～322,000円未満の世帯	第1子	0	58,700	58,700	0	57,800	57,800	
		第2子	0	29,300	29,300	0	28,900	28,900	
D12	市民税所得割課税額 322,000円～343,000円未満の世帯	第1子	0	60,000	60,000	0	59,100	59,100	
		第2子	0	30,000	30,000	0	29,500	29,500	
D13	市民税所得割課税額 343,000円以上の世帯	第1子	0	61,500	61,500	0	60,500	60,500	
		第2子	0	30,700	30,700	0	30,200	30,200	

● 令和8年度の保育料の算定・副食費の徴収免除判定の時期

保育料決定通知（0～2歳児全員）と副食費徴収免除のお知らせ（3～5歳児の該当者のみ）は、3月と8月にご自宅へ郵送します。

算定期間については、下記をご覧ください。

- (1) 4月と9月の年2回算定を行います。
- (2) 年度の途中で誕生日を迎えても、保育料は変わりません。
- (3) 米軍基地勤務（米軍属）の場合、保育料算定の資料として使用するものは該当年における Wage and Tax Statement（Form W-2 米国個人所得税、源泉徴収票）になります。
- (4) 外国にいた方は、その国での収入の申告書や、給与明細、給与振り込み通帳の写しなどを基に算定を行います。

1回目の算定					2回目の算定							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
└──────────┘					└──────────────────────────┘							
算定根拠					算定根拠							
R7年度の市民税所得割額					R8年度の市民税所得割額							
2024年のW2フォーム（米軍属）					2025年のW2フォーム（米軍属）							
（R6年の収入に対する税額）					（R7年の収入に対する税額）							

● 保育料算定に適用されない控除

・ 寄付金税額控除（ふるさと納税含む）	・ 配当控除	・ 住宅借入金等特別税額控除
・ 外国税額控除	・ 配当金割額控除	・ 株式等譲渡所得割控除

市民税所得割額の確認方法

所得割は、調整控除額を差し引く前の金額ですので、あくまでも目安になります。

A. 令和〇〇年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書

職場から受け取ります。

B. 令和〇〇年度 市民税・県民税納税通知書

6月に横須賀市から送られてきます。

C. 令和〇〇年度市県民税課税（所得）証明書

窓口サービス課、行政センター、市民サービスセンター（役所屋）にて発行。

郵送請求もできます。本市は現年度6月以降の発行となります。

※証明年度の1月1日に住民票があった市区町村で発行します。

入園申請時に育児休業中(入園希望日までに取得予定の方含む)の場合

- (1) 「就労証明書」とあわせて「育休(産休)後復職誓約書」を提出してください。
- (2) 入園月の翌月1日までに、復職してください。※1
(例) 4月入園→復職日は5月1日まで / 7月入園→復職日は8月1日まで
※復職できない方は、「就労」の要件で入園の申請ができません。
※入園が内定しても、復職できない場合や退職した場合は、原則、内定取消・退園となります。
- (3) 復職日以降、「保育施設等利用に係る育児休業関係申請書(復職証明)」の記入を勤務先に依頼し、速やかに在園している保育施設に提出してください。
- (4) 入園申請後、入園前に復職予定の場合も、入園申請時には「育休(産休)後復職誓約書」を、復職後に「保育施設等利用に係る育児休業関係申請書(復職証明)」を提出してください。

育休(産休)後復職誓約書	保育施設等利用に係る育児休業関係申請書(復職証明)
ご自身で記入してください。	勤務先に記入を依頼してください。

書類の配布と提出先は、希望施設になります(市ホームページからダウンロードも可)。

- ※1 育児休業中に利用申請(育児休業事由で在園している施設からの転園を含む)する場合
- ・育児休業中は家庭での保育ができるため、原則として認可保育施設等の利用ができません。そのため、育児休業中に認可保育施設等の入園申請を行う場合は、育児休業から復職することを前提とした申請となります。
 - ・きょうだいで申請する場合、きょうだいいずれかの認可保育施設等の入園が決まった場合でも復職が必要になります。

育児休業に関するQ&A

- Q. 兄・姉が育児休業事由で在園している。
新たに、弟・妹を入園させたいが、この場合、育児休業を継続できるのか。
- A. 育児休業を継続することはできません。弟・妹の入園月の翌月1日までに復職する必要があります。また、介護・看護や疾病・障がいなど他の事由がある場合は、提出書類を準備して申請してください。
- Q. 派遣社員で、復職先が決まっていない場合の就労証明書について
- A. 派遣元(所属している派遣会社)に就労証明書の作成依頼をしてください。
就労証明書7の実績欄は直近3か月の分(産休に入る前、前の派遣先での実績)を記載します。また、備考欄に「派遣先未定・〇月〇日就労予定」と記入します。
※ 育児休業から復職後、勤務可能な派遣先がないことが明らかな場合は「求職活動」の事由で申請してください。
※ 入園日までに間を1か月以上空けずに転職する場合は、新旧両方の就労証明書を提出してください。

Q. 育児休業給付金の手続きについて教えてほしい

A. 勤務先の担当者やハローワークにお問い合わせください。

Q. 保留通知はどのような場合に発行されるか

A. ご希望に沿えず、入園が保留となった方には保留通知を送付します。なお、保留通知は1回の申請につき一度通知します。翌月以降、再び保留となった場合は保留通知を送付しません。保留通知が必要な月には再度申請受付期間中に申請してください。

上のお子さんが在園しており、産後に育児休業を取る方

すでに認可保育施設等を利用している上のお子さんが、育児休業期間中も引き続き施設を利用する必要がある場合、継続して利用することができます。最長で育児休業対象児童が2歳を迎える月の月末まで「育児休業認定」で在園できます。（P.10の育児休業を参照ください）

育児休業の延長を許容できる方の利用調整について

利用申込書で「希望する保育施設等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の指数が下がってもよい。（以下、「育休延長の許容」）」を選択した場合は、利用調整の指数を下げる取り扱いを導入しています。

※希望する保育施設等の定員に空きがある場合は利用内定となります。利用内定後に内定を辞退したとしても保留通知書の発行はできません。

※「育休延長の許容」を選択し、保留になった場合は、翌月以降の利用調整も指数を下げる取り扱いとなります（令和9年3月まで）。
取り扱いを変更する場合は、各月の申請締切日までに再度申請してください。

※育児休業給付金は国の制度であるため、ハローワーク等の審査内容については、横須賀市にお問い合わせいただいても一切お答えできません。詳細を確認したい場合は、ハローワークや勤務先にお問い合わせください。

厚生労働省HP



【重要事項】

- ・ 育児休業給付金の手続きには、市区町村に保育所等の利用申請をした際の申請書類の写しが必要になりました。必ず、申請前にご自身でコピーを取るようお願いします。
- ・ 「育休延長の許容」の選択は保育施設等の利用を希望する前提で、育児休業の延長を許容できる方にチェックいただくものであるため、チェックすることをもってただちに育児休業給付金の審査に影響が出ることはありません。

● 預け先等について

Q. 何歳から預けることができますか？

A. 早くて生後 56 日を経過したお子さんからお預かりできます。保育施設等一覧の児童年齢欄をご確認ください。

Q. どのように入園したい保育施設を決めたらよいのでしょうか？

A. お子さんが一日の大半を過ごす場所です。ぜひお子さんと一緒に見学していただき、施設の雰囲気など体験してみてください。また、実際の送迎方法で無理なく通い続けることができるかをご確認ください。通勤時間も含め、送迎可能な場所や開所時間かどうか、施設の規模、預かり開始年齢、制服代や教材費等の実費徴収費など施設によって異なります。

Q. 保育園・認定こども園に入園申請をしたが、保留になってしまった。どうすればよいですか？

A. 入園が保留中の場合、年度内（申請した年度の 3 月まで）は毎月入園審査をします。

希望施設に変更がある場合は、毎月の期限までに申請してください。

市内には、企業主導型保育事業所や認可外保育施設、一時預かり保育施設もあります。

ご利用を希望する場合は、直接施設にご連絡ください。

また、満 3 歳児以上のお子さんは、幼稚園やこども園に入園（1 号認定）し、併せて預かり保育を利用することもできます。

● 支給認定について

転職・職場が変わった、住所や世帯構成、氏の変更など状況が変わった場合は、**P. 16**の「変更届」をご覧ください。

Q. 1 か月の就労時間が 120 時間以上ない場合、標準時間認定にならないのでしょうか？

A. 1 か月の就労が 120 時間以上ない場合は、原則、短時間認定です。ただし、就労時間と通勤時間から恒常的に送迎が間に合わない場合は標準時間認定とする場合もありますので、子育て支援課入園係にご相談ください。

● 利用申請について

Q. 空きのない施設にも申請できますか？

A. 申請は可能です。

在園児の退園等で空きが出た場合には、入園が決定することもあります。

Q. まだ生まれていない子の申請はできますか？

A. 4 月入園のみ入園日に各施設の受入れ可能月齢を迎えていれば申請可能です。

申請書類等の児童氏名欄は空欄とし、生年月日欄に分娩予定日を鉛筆でご記入ください。

また、母子手帳（表紙と出産（分娩）予定日を記入したページ）のコピーもご提出ください。

Q. 保護者が米軍属ですが、就労証明書等の添付書類は必要ですか？

A. 必要です。就労証明書は、保護者が記入するのではなく、勤務先の担当者に作成を依頼してください。出港中で連絡が取れない場合は、帰港後提出してください。

Q. 認可外保育施設、企業主導型保育事業所に利用申請をしたい場合の手続きは？

A. 直接施設にお問い合わせください。

幼児教育・保育の無償化対象の要件を満たしている場合（P.32 参照）は、別途子育て支援課入園係にお問い合わせください。

Q. 慣らし保育はありますか？

A. 慣らし保育の期間や内容は、お子さんの年齢や保育施設等によって異なりますので、事前に保育施設等へ確認してください。なお、慣らし保育は入園後に行います。慣らし保育期間中も保育料はかかります。

Q. 利用申請を取り下げたい

A. 利用申請は年度内有効のため、利用の希望が無くなった場合は、申請の取り下げが必要です。

すみやかに第1希望の施設もしくは子育て支援課入園係に「退園・辞退・認定取消・申請取下届」を提出してください。

Q. 希望する施設を変えたい

A. 第1希望の施設を変更する場合

→申請書類を第1希望施設に提出してください。

第1希望は変えずに、第2希望以下の施設を変更する場合

→教育・保育施設等利用に関する申立書に①児童氏名②児童の生年月日③入園希望月（例:令和8年4月）④希望施設名（追加する施設のみではなく、全ての施設名を希望順位がわかるように）を記入し、子育て支援課入園係に提出してください。（ご自身で用意したA4程度の用紙でも構いません。）

● 入園審査について

各施設の募集枠よりも多い申請があった場合、保育の必要性(指数)がより高いお子さんから内定施設を決定します。

Q. どのように審査が行われるのですか？

A. 入園審査は、「保育の必要性基本指数」(5~70点)と「優先利用指数」(0~50点)を合算した「合計指数」により審査を行い、指数の高い方から順に入園を決定します。

「保育の必要性基本指数」は、保育を必要とする事由やその内容(就労、就学時間や疾病・障がい
の程度等)により保護者の方それぞれで指数をつけています。

保護者（父・母等）の指数のうち、低い指数をお子さんの指数としています。

「優先利用指数」は、ひとり親世帯や生活保護受給世帯、兄弟姉妹が通う保育施設を第1希望として申請する場合、兄弟姉妹で同一の保育施設を第1希望で同時に申請する場合、保護者が認可

保育施設等に勤務する保育士、申請時に認可外保育施設等を利用している場合（※）など定められた基準に該当する方を対象に加点するものです。保留が続いていても加点対象になりません。

※認可保育施設の代わりに無償化対象の認可外保育施設等を利用している場合のみ

Q. 園の希望順位は審査に影響しますか？

A. 指数が同点で、かつ、世帯状況等も同等で並んだ場合には希望順位の高い方が優先されます。

Q. 審査で不利になる事柄とは？

A. 申請期間内に必要な書類が提出されていないと、書類不足のため指数が低くなります。また、内定した施設を辞退すると、年度内に再度申請した際に入園審査で優先順位が下がります。

Q. ひとり親だと何か優遇はありますか？

A. 入園審査の際には、優先利用指数の加点があります。また、保育料等の算定基準である市民税所得割額基準（P.19 参照。D7-1 階層のみ）の優遇があります。

Q. 複数の施設を希望するより、1つの施設だけを希望する方が審査上有利になりますか？

A. 希望する施設の数による有利不利はありません。

内定の可能性を上げるため、通える範囲で複数希望することをおすすめします。

● 配偶者の必要書類について

Q. 離婚前提別居中だが、配偶者の書類も必要ですか？保育料等の算定はどうなりますか？

A. 離婚前提の別居をしている場合、住民票が別住所であることと、離婚に向けて話し合いをしている証明書類を提出していただければ、配偶者の事由証明書類は必要ありません。

保育料も配偶者の税額は含めず、養育している保護者の税額で算定します。

- ・協議離婚→任意の書式に協議中の旨を記入して、ご提出ください。
- ・離婚調停→調停通知の写し、弁護士に依頼した場合は、依頼書の写しをご提出ください。

● 保育料について

Q. 母子・父子家庭の保育料は無料になりますか？

A. ひとり親世帯＝無料ではありません。0歳～2歳児クラスの保育料は税額により決定します。

（3歳～5歳児クラスは税額に関わらず無料）

Q. 祖父母と同居している場合の保育料はどのように算定されますか？

A. 祖父母等と別世帯でも、父母（母子・父子含む）の収入が120万円未満の場合は、同居している祖父母等いずれか（家計の主宰者）の税額を加えて算定します。

Q. 外国で生活していた場合の保育料はどのように算定されますか？

A. 前年の収入がわかるものと、その文面を日本語に翻訳したものを一緒に提出してください。

日本のレートに換算して算定します。（米国の場合は、Wage and Tax Statement 通称W-2）

Q. 内縁関係にある人と同居している場合の保育料はどのように算定されますか？

A. 内縁者も保育料の算定に含めます。

● 休園について

Q. 認可保育施設等を休んだ場合にも保育料・給食費はかかりますか？

A. 登園していなくても、在園している限り保育料・給食費は発生します。

※認可保育施設に休園制度はありません。

長期欠席の場合は、必ず事前に保育施設へご相談ください。必要に応じて書類の提出を依頼します。横須賀市では2か月以内の欠席であれば、在籍が可能です。ただし、在籍している限り保育料や諸費用が発生します。

横須賀市民が横須賀市外の認可保育施設等に申請する場合は、希望施設のある市区町村の基準に合わせ申請します。

● 申請の流れ

- (1) **希望する施設のある市区町村の保育施設入園担当課（以下、「市外担当課」）に確認**
 - ・申請期間（締切日）、必要書類、審査基準、制約事項など
- (2) **横須賀市子育て支援課入園係に申請書類提出**
 - ・希望する市区町村の締切日（必着）の遅くとも1週間前（4月入園は10日前）までに、余裕をもって提出
- (3) **結果のお知らせ**
 - ・入園審査（市外担当課）→横須賀市に回答→子育て支援課から保護者宛てに通知
- (4) **住民票異動（転入予定で申請した場合）**
 - ・利用開始希望日の前月末までに住民票を異動し、市外担当課で再度手続き

● 転入予定の申請

転入予定で申請する場合、市外担当課で直接受付を行う場合があります。

申請の準備をする前に、市外担当課へお問合わせください。

● 市内施設と併願

横須賀市内と市外の認可保育施設等を併願希望の場合は、市内と市外それぞれ別々に申請が必要です。（添付書類は写し可）

● 育児休業中の申請

育児休業中に申請し内定した場合、認定市区町村の基準に合わせて復職が必要です。（横須賀市は、入園月の翌月1日までに復職）

● 市内施設に入所中の申請

市外施設に内定した場合、利用開始の前月末での退園届を提出してください。

● 申請の流れ

(1) 横須賀市の入園申請について確認

- ・申請期間（締切日）：P.5～6参照
- ・必要書類：下記「申請書類」参照

(2) 施設見学

- ・遠方地にお住まいで見学が難しい場合は施設に電話連絡し、重要事項等の説明を受ける他、健康状態等の心配があるお子さんについては事前に施設へご相談ください。

(3) 市外担当課に横須賀市への申請受付を行うか確認して申請

- ・市外担当課で申請受付を行わない場合、横須賀市で直接申請を受け付けますので子育て支援課にご連絡ください。

※締切日(必着)までに申請書類が横須賀市子育て支援課に届くように申請をしてください。

(4) 結果のお知らせ

- ・市外担当課に申請→市外担当課から保護者宛てに通知
- ・横須賀市へ直接申請→子育て支援課から保護者宛てに通知

● 申請書類

必要書類	備考
利用申込書	市外担当課へ申請する場合→お住まいの市区町村の様式 横須賀市へ直接申請する場合→横須賀市様式（白 A3 用紙）※
支給認定申請書	市外担当課へ申請する場合→お住まいの市区町村の様式 横須賀市へ直接申請する場合→横須賀市様式（ピンク A3 用紙）※
保育を必要とする事由証明書類	就労証明書（横須賀市様式）、母子健康手帳写し、診断書、在学証明書等
住民税課税証明書	（4月～8月入園申請者）令和7年1月1日に住民登録していた市区町村の令和7年度住民税課税（所得）証明書 ・米軍属の方は2024年のW2フォーム （9月～3月入園申請者）令和8年1月1日に住民登録していた市区町村の令和8年度住民税課税（所得）証明書 ・米軍属の方は2025年のW2フォーム
転入先住所を確認できる書類 (転入予定の方のみ)	① 転入に関する申立書(様式は横須賀市ホームページからダウンロード可) ② 転入先の証明として次のいずれかの書類 ・住宅契約書写し(住所・引き渡し日・契約者がわかる部分) ・同居予定申立書 (転入に関する申立書に横須賀市在住の同居予定者が記入)

※横須賀市様式の住所欄は転入後の住所を記入し、空いたスペースに現住所を記入してください。

※横須賀市様式の利用申込書（白 A3 用紙）・支給認定申請書（ピンク A3 用紙）はダウンロードできません。施設見学の際に施設で各様式をお受け取りいただけます。なお、子育て支援課の窓口でもお渡しできますので、施設にて受け取れない場合はご連絡ください。

● 転入予定の申請

利用開始希望日の前月末までに住民票を異動することを前提に、転入先住所を確認できる書類を添付した場合、市外から申請した場合でも横須賀市民として審査します。

預かり先について

● 病児・病後児保育

病院に入院するほどの重篤ではないものの、保育施設などを休まなければならない場合や、病気の回復期にあるお子さんをお預かりします。

また、感染症の場合、他のお子さんに感染しないよう、部屋を分けて保育を行います。

利用方法については、市ホームページをご確認ください。

病児・病後児HP



・総合医療センター病児・病後児保育センター ☎046-884-1323

・中央こども園病児・病後児保育センター ☎046-824-6282

🕒開室日 月～金曜日 AM7:30～PM6:30 / 土曜日 AM7:30～PM2:30

📅休室日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

💰横須賀市在住の方 1日 2,000円 / 市外居住者 5,000円

[減免になる方]

・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯

● 企業主導型保育施設

企業主導型保育施設は、企業が運営する認可外の保育施設です。

主に、企業の従業員が利用しますが、地域枠を設けている場合、地域のお子さんも入園することができます。入園申込み等の詳細は、直接施設にお問い合わせください。

保育施設名	対象年齢	所在地
都市型保育園 ポポラー横須賀追浜園 046-869-1020	0歳児～5歳児	浦郷町 5-2931-8 バス停 浄化センター
リーベリー保育園 046-822-5090	0歳児～5歳児	東逸見町 1-30 京急 逸見駅
よこすか保育園 046-827-0055	1歳児～5歳児	東逸見町 2-6-1 京急 逸見駅
YBS ベビールーム 046-884-9952	0歳児～2歳児	稲岡町 82 京急 横須賀中央駅
大津保育園 046-836-5200	1歳児～5歳児	大津町 3-29-28 京急 京急大津駅
岩波保育園 046-845-6448	0歳児～2歳児	鴨居 2-56-12 バス停 梅山
ペガサス保育園 046-827-7009	0歳児～5歳児	佐原 2-1-25 京急 北久里浜駅

● 一時預かり

- ・ 不定期な仕事、通院、冠婚葬祭、リフレッシュなど理由は問わず、一時的に子どもを預けたい場合にご利用できます。
- ・ 予約方法等については、各施設にお問い合わせください。
- ・ 【利用料（保育料）が減免になる方】
生活保護を受給している世帯、市町村民税非課税世帯、市民税所得割額 77,101 円未満（世帯年収 360 万円未満相当）の世帯

減免について



施設情報	受入年齢	利用可能日	所在地
認定こども園善隣園 046-861-9777	満2か月以上	月～金 9:00-17:00 土日祝日実施なし	田浦町 2-80-1 バス停 田浦郵便局
ウェルシティ 一時預かり保育室 046-822-4846	満6か月以上	月～日 8:30-17:30 年末年始実施なし	西逸見町 1-38-11 ウェルシティ市民プラザ 4階 逸見駅
すくすくかん 一時預かり保育室 046-827-7171	満3か月以上	月～日 8:30-17:30 年末年始実施なし	小川町 20 すくすくかん 5階 横須賀中央駅
baby & tot place 結-Yui- (ベイ・アンド・トットプレイス ユイ) 046-827-7890	満6か月以上	月～日 10:00-17:00 土日祝不定休	本町 2-1-12 ユスカバ イイト スアーズ 1F 汐入駅
佐野こども園 046-851-2138	満6か月以上	月～金 9:00-16:00 土日祝日実施なし	佐野町 5-7 バス停 曹源寺
三和こども園 046-822-0479	満6か月以上	月～金 8:30-17:00 土日祝日実施なし	田戸台 26 バス停 聖徳寺坂上
認定こども園 大津幼稚園 046-836-3584	2歳以上	月～金 9:00-16:00 土日祝日実施なし	大津町 3-29-26 京急大津駅
認定こども園 岩波幼稚園 046-841-2188	満1歳以上	月～金 8:00-17:00 土日祝日実施なし	鴨居 2-56-12 バス停 梅山
和順こども園 046-835-6556	1歳以上	月～金 8:30-17:00 土日祝日実施なし	久里浜 2-19-14 京急久里浜駅
sukasuka-nursery (スカスカナリ-) 046-890-0380	満4か月以上	月～金 8:00-18:00 土 9:00-17:00 日・祝日実施なし	久里浜 4-7-2 京急久里浜駅
長岡こども園地域密着事業 COMODO 046-848-0147	1歳以上	月～金 10:00-16:00 土日祝日実施なし	野比 2-1-6 大神ビル 1階 京急 YRP 野比駅
津久井保育園（市立） 046-849-1747	満3か月以上	月～金 9:00-17:00 土 9:00-12:30 日・祝日実施なし	津久井 2-14-22 京急津久井浜駅
大楠愛児園 046-856-0155	2歳児以上 ※乳児は要相談	月～金 9:00-17:00 土曜は要相談 日・祝日実施なし	芦名 1-31-17 バス停 芦名
太田和こども園 046-857-5544	満6か月以上	月～金 8:30-17:00 土日祝日実施なし	太田和 3-733 バス停 一騎塚

● 幼稚園における2歳児預かり事業

3号認定を受けた満2歳のお子さんの定期利用保育事業です。

利用期間中3歳に達してからも、そのまま幼稚園に預けることも可能です。

幼稚園名	電話	所在地
ケンコウ幼稚園	046-843-1245	小原台 31-1
深愛幼稚園	046-851-2245	衣笠栄町 3-79
武山幼稚園	046-857-0424	太田和 1-12-1
津久井幼稚園	046-848-2414	津久井 1-12-28
田浦幼稚園	046-861-0720	田浦町 5-51
湘南長沢幼稚園	046-849-6407	グリーンハイツ 13-2

● 幼稚園・認定こども園の預かり保育

幼稚園や認定こども園で、教育時間の前後や、長期休暇中に預かり保育を実施しています。実施の有無、利用料金は各施設にお問い合わせください。

無償化対象施設一覧

● 認可外保育施設

認可外保育施設については、市のホームページをご参照ください。
利用申込み等の詳細は、直接施設にお問い合わせください。



無償化について

- ・無償化のための給付を受けるためには、無償化認定のための申請が必要です。
- ・認定を受けるためには、保護者が保育の必要性などの条件を満たしている必要があります。
なお、0～2歳児クラスでは、保育の必要性に加え、収入要件があります。
(収入要件) 市民税所得割額 115,000 円未満 (世帯年収約 500 万円未満相当)
ひとり親世帯、障害者手帳等所持世帯では、135,600 円未満

● 利用施設別の無償化の上限額

①幼稚園の預かり保育

(3～5歳児クラス) 1日あたり 450 円かつ 11,300 円/月

(満3歳児クラス) 1日あたり 450 円かつ 16,300 円/月

②認可外保育施設や一時預かり、病児・病後児保育、企業主導型保育施設

(3～5歳児クラス) 37,000 円/月

(0～2歳児クラス) 42,000 円/月

※企業主導型保育事業所の0～2歳児クラスは、収入要件によらず、

第2子以降上限付きで無償化対象(第2子:保育料の半額または21,000円/月のいずれか低い方、第3子:42,000円/月が上限)

担当部署一覧

受付時間

平日 午前 8時30分 ~ 午後 5時15分まで

所在地

横須賀市小川町11番地

保育施設・幼稚園への入園のご案内

子育て支援課 入園係

☎046-822-9728 (はぐくみかん5階①)

市立保育園・こども園に関すること
一時預かりに関すること

子育て支援課 保育運営担当

☎046-822-9003 (はぐくみかん5階③)

ファミリー・サポート・センターに関すること
家庭的保育事業に関すること

子育て支援課 保育運営担当

☎046-822-9004 (はぐくみかん5階③)

私立幼稚園に関すること

子育て支援課 施設支援係

☎046-822-8224 (はぐくみかん5階②)

病児・病後児保育センターに関すること

子育て支援課 総務係

☎046-822-8225 (はぐくみかん5階②)

児童福祉施設等(保育園・幼稚園など)の
指導監査に関すること

指導監査課

☎046-822-8243 (本庁舎分館1階)

マイナンバー入りの住民票・住民税
などの証明に関すること

窓口サービス課

☎046-822-8563 (本庁舎1階)

市県民税に関すること

市民税課

☎046-822-8192 (本庁舎2階)